自転車乗車用へルメットの購入費の一部を補助します

市では、自転車を利用する児童生徒等および高齢者のヘルメット着用を促進し、自転車利用時の交通事故による被害の軽減を図るため、自転車乗車用ヘルメット購入費用の一部を補助します。

受付期限 2月28日(火)まで

補助金額 ヘルメット購入費用の5割(上限2,000円、10円未満切り捨て)の補助

補助対象者

市内に住所を有し、令和5年3月31日時点で7歳~18歳の人、65歳以上の人(1人につきヘルメット1個かつ1回限りの申請です)

補助対象ヘルメット

愛知県内のヘルメットを販売する店舗において、3か月以内に購入した、安全基準に適合している認証マークがついている新品のヘルメット(児童生徒等で学校に通学する際に使用する通学用ヘルメット等は除く)

安全認証マーク



申込

次の書類を安全安心課(本庁舎)もしくは甚目寺・七宝市民サービスセンターに提出してください。

- ①補助金交付申請書兼請求書
- ②ヘルメットの領収書の写し
- ③安全基準に適合している認証がついていることがわかる書類(書類がない場合は、現物提示してください)
- ④申請者の振込先通帳の写し

その他

申請書は、安全安心課(本庁舎)及び甚目寺・七宝市民サービスセンターまたは市公式ウェブサイトに用意しています。詳細については、お問い合わせください。

https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/safety/anzenn/1007219.html

問合先 安全安心課 ☎444·0862 FAX441·8330

虐待の相談。通報はこちらへ

児童虐待 ☎444·3173(子育て支援課)または ☎189(児童相談所全国共通ダイヤル、24時間対応) 障がい者虐待 ☎444·3135(社会福祉課) 高齢者虐待 ☎444·3141(高齢福祉課) ※市役所は平日午前8時30分~午後5時15分(夜間・休日は宿日直につながります)

※FAX番号 443·3555(共通) ※メールアドレス gyakubou@city.ama.lg.jp

10